

議案第75号

平成25年度守谷市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成25年度守谷市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成25年12月5日 提 出

守 谷 市 長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

75号	議案
1	頁数

第 1 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
日常生活圏域ニーズ調査業務 (介護保険事業計画等策定事業分)	平成 2 5 年度から平成 2 6 年度まで	3, 3 9 0
日常生活圏域ニーズ調査業務 (特定高齢者把握事業分)	平成 2 5 年度から平成 2 6 年度まで	3 7 4

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

( 新 規 設 定 分 )

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
日常生活圏域ニーズ調査業務 (介護保険事業計画等策定事業分)	3,390			平成26年度	3,390			3,390	
日常生活圏域ニーズ調査業務 (特定高齢者把握事業分)	374			平成26年度	374	140		155	79

## 提案理由（議案第75号）

提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、平成26年度の事業運営に要する契約について、平成25年度内に締結するため、債務負担行為を設定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。